

ファミサポ通信

vol.13

発行：女子医大ファミリーサポート室（委託：NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ）
〒162-8666 東京都新宿区河田町 8-1 東京女子医科大学 女性生涯教育支援センター 1階
☎03-5369-9075 fax 03-5369-9081

3月1日発行

2015



【全体研修会】一般公開講座

子どもの貧困と支援の課題

——どう捉え、何をするのかを考え続けて

浅井春夫 氏（立教大学コミュニティ福祉学部教授）

日時：27年1月24日(土) 14:00～16:00
会場：東京医科大学病院 第一研究教育棟 第一講堂



▲真剣聞き入る受講者の皆さん。

2015年1月24日(土) 14:00～16:00、東京医科大学病院第1研究教育棟3階第1講堂にて、一般公開講座の全体研修会を開催しました。依頼・提供会員に加え、学生や一般の参加者もあり、40名が参加しました。

日本の子どもの貧困率は16%を超えさらに深刻化しています。はたしてこの国は本気でこの問題に取り組んでいるだろうか。子どもたちの自己肯定感・観を育むために必要な実践とは何か。忍び寄る業績主義を超える視点をどう創ることができるか。私たち一人ひとりが子育て支援の中で実践できること、希望をもって取り組んでいくこと等を学びました。(講義資料が必要な方はファミサポ室でお渡しします)

▼浅井春夫先生の編著
『あっ！ そうなんだ！ 性と生』
(エイデル研究所)

子どもが自分のからだや性に疑問を持った時、あなたはどんな伝え方をしていますか。自分のからだっていいな、自分っていいなと思える、一人ひとりを大切にすることを視点から伝えられていますか。豊かな学びのヒントとして研修会で紹介されました。



▲貧困対策のための4つの矢。



全体交流会

2014年10月25日(土)
11:00~16:30
東京女子医科大学
佐藤記念館3階302号室



▲来場者に説明をするピッコロ理事長小俣。



▲当日は、依頼会員登録を受け付けました。家族そろって登録に来てくださった時、提供会員さんがお子さんのお相手をしてくださいました。安心して歩き回って、自由に遊べる空間で、いろいろな方と交流ができました。本当にありがとうございました。

平成26年10月25日(土)、東京女子医科大学の佐藤記念館3階302号室にて、全体交流会が開催されました。前日より女子医大祭の展示として参加し、当日は子どもも大人も楽しめるスライムや折り紙など、その場で作って遊びました。依頼会員・提供会員の他に大学職員・学生そして受験をひかえた高校生や一般の方など、100名近い来場者がありました。



▲折り紙で作ったカラフルこま。ほら、くるくる回るよ。



▲頼もしい提供会員さん。いつもありがとうございます。



▲講習会・研修会・サポート中の写真を展示しました。



▲お手伝いいただいた提供会員さんとスタッフ永滝さん(右)。手作りカラフルこまの特大型を作り、カーテンにはいろいろな紙飛行機を飾ってくれました。



▲ポスター発表。活動実績と会員構成グラフ。

- 来場者:合計 97名
- ・一般 64名 (うち子ども11名)
 - ・提供会員 11名
 - ・依頼会員 3名
 - ・大学職員 10名
 - ・大学生 9名



▲子育て支援について説明に聞き入る男子学生。男性の理解が欠かせない。



▲室長の野原先生、依頼会員、職員とスタッフ。



第9期生・提供会員誕生

2014年11月17日(月)～12月12日(金)

会場:東京医科大学病院6階会議室



第9期保育サービス講習会(30時間7日間)を西新宿の東京医科大学病院で行いました。交通の便の良さからか広範囲から28名の応募がありました。2月に東京子育てファンドの講習会で補講を受けて修了した方も加えて、18名が新たに提供会員となりました。

女子医大に加え、東京医大の保護者の方も参加され、子育て支援をする側、される側の意見が聞け、有意義な講習会でした。

第2回スキルアップ研修会

2015年2月19日(木)13:30～16:30 講師:小俣みどり

会場:東京医科大学病院6階第2会議室

【事例】Aさんはママ友のBさんから「2時間くらい子どもを預かって」と頼まれ、こどもC君(4歳)を預かりました。公園で遊ばせていたのですが、Aさんが少し目を離したときC君が公園の遊具にぶつかり怪我をしてしまいました。知人の子どもを預かった場合、どこまで責任を負うのでしょうか。

▼準委任契約って何?

この場合は法律上、AさんとBさんの関係は「預かってください」「預かります」という契約関係が成立しています。

この契約を民法では「準委任契約」といいます。この契約により、Aさんは委託された内容に従って社会一般的に通常期待できる注意義務を負うことになり、子どもC君が怪我をしたことが、Aさんのこうした注意義務違反によるものであれば、契約違反に基づく損害賠償債務として治療費や精神的な損害として慰謝料を払うといった義務が生じる可能性があります。もちろん、100%Aさんが悪いというわけではありません。法律解釈では「預かってほしい」と依頼したBさんにも過失があるとされています。したがって、過失相殺によっていくらかAさんの損害賠償額を減額する場合があります。

預ける方は信頼できる相手に依頼し、預ける側にもリスクがあることを理解しましょう。預かる方は無理のない範囲で引き受け、断ることもリスク管理の1つです。

一般的には上記のような事例は裁判で争われることは少ないです。しかし万が一の事態が起こらないように提供会員は日頃から努力や注意をすることが重要です。事故予防対策・事故発生後の対策についても考えておく必要があります。そのためには講習会の内容を常に振り返り、継続的にスキルアップ研修会に参加することがとても有意義です。

ファミリーサポート室としては、十分な講習や研修を実施し、会員間の調整をし、緊急時の対応体制も整え、安全で安心できる活動ができるようサポートしています。

これからも会員の皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【重要】

依頼会員さんも
確認しましょう♪

●参加者より:活動経験豊富な先輩方の経験談がとても興味深くなりました。活動の手引きをいつも手元において目を通すべきですね。

●参加者より:提供会員の意志をはっきりさせ、活動を前向きにとらえて細く長く続けていきたいと思いました。

●参加者より:ケースバイケースとはいえ、各々の考え方の違いがあることを前提に、信頼関係を保っていけるよう努力していくことも大切。事前打合を細かく行うことの大切さを認識しました。

※準委任契約とは……相互援助活動は、親(依頼会員)が提供会員に対して子どもを保育養育すること(法律行為でない事実行為)を委託する内容になりますので、依頼会員・提供会員間における準委任契約となります。(活動の手引き 27年10月1日改訂版より)

政治家は学童保育の夢を見るのか？

東京女子医科大学 麻醉科 主任教授 尾崎 眞



●女子医大の麻醉科には子育て中の医師が多く、ママさん医局員を応援しています。ファミリーサポートでは、保育園の送迎や、子どもの習い事への送迎、臨時就労時の預かりなどの利用があります。



世間では、産休・育休から職場復帰する際に保育園が足りないということが大きく取り上げられることが多い。

しかし、実際には、保育園が終わって小学校に行くようになってからも少なくとも3～4年は「学童保育」の制約からお母さん、お父さんは逃れることが出来ない。

小学校が終わってから、学童保育は通常午後5時までだからだ。

その時間に親のどちらかが迎えに行くか、またはどちらかの親が家に帰っていないてはならない。

午後7時までどうにかならないのか、午後5時から7時までの2時間をどうするのか？これは職場の上司としてもそう相談されるといかなともし難い。では午後5時までで、貴方は仕事を終えて帰りなさいという、『いや、午後5時では遅いんです、午後5時には迎えに行かなくてはなりませんから』となる。すなわち、職場から学童保育園までに親が迎えに行く時間を勘案して帰宅させなくてはならない。

いや、大変だ！普通の保育園なら『時間延長』や『夜間保育』があるが、地域で運営されている学童保育ではそんなシステムはないという。

この問題を解決するためにはファミリーサポートの力なくしては答えは出ない。子育てからの職場復帰のために、政治家も行政ももっと現場を知ってほしい。

ファミリーサポートの皆さまありがとうございます！



【編集後記】●ある夕方、地下鉄で活動中の提供会員さんを見かけました。お子さんの手をしっかりとにぎり、腰をかがめて楽しそうにお話をしながら階段を降りて行きました。通勤帰りの混雑の中、2人の世界は輝いていました。●「孫は私とは手をつながないのに、ファミリーサポートの方とはつながんですよ」。別の提供会員さんがお祖母さまから言われたそうです。●ホッとします。うれしいですね。基本の基本が楽しく温かくできている頼もしい提供会員さんたち。そして依頼会員さんもお子さんにきちんとお話しし、お約束ができているのだらうと思います。自分という存在が大切にされていて、自分の身を守るために大事なことは、小さいながらも子どもはわかってくれます。●私たち大人が伝えるべきことを、私は子どもたちに自信を持って真剣に伝えているだろうか。大人の責任について考えた全体研修会でした。(村田)

会員合計	335名
依頼会員	170名
提供会員	154名
学生サポーター	11名

平成27年2月末日現在

女子医大ファミリーサポート室

162-8666 新宿区河田町 8-1 東京女子医科大学 女性生涯教育支援センター1階 (内線 6-8152)

●開室時間 月～金曜日 9:00～17:00 直通☎: 03-5369-9075 fax: 03-5369-9081

family-support.bm@twmu.ac.jp http://www.twmu.ac.jp/w-support/family-support/

160-8402 新宿区新宿 6-1-1 東京医科大学 医師・学生・研究者支援センター ☎03-3342-6111(2044・2047)

